

秦野市老人いこいの家条例の一部を改正することについて

秦野市老人いこいの家条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

老人いこいの家「すずはり荘」を鈴張町自治会に無償で譲り渡すため、改正するものであります。

秦野市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

秦野市老人いこいの家条例（昭和47年秦野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表すずはり荘の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。